

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の知的財産高等裁判所平成31年(ネ)第10008号事件の執行力ある判決正本に基づく債権者の申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 債務者は、ガラス化凍結保存容器及びそれと共に用いる凍結液、融解液の広告、取引に用いる書類及びウェブサイトその他の宣伝広告媒体において、「解凍後100%生存」、「100% survival」、「100% Post-warm Survival」、「achieving 100%, literally 100%, survival」及び「凍結卵を解凍した後の生存率100%を達成できる」旨を表示してはならない。
- 2 債務者が本決定送達の日から2日以内に前項記載の債務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、上記期間経過の翌日から履行済みまで1日につき金2万3737円の割合による金員を支払え。

令和3年12月21日

東京地方裁判所民事第21部

裁 判 官 林 まなみ

(別紙)

当 事 者 目 録

- 〒416-0932 静岡県富士市柳島100番地10
債権者 株式会社北里コーポレーション
上記代表者代表取締役 井上太
- 〒100-0014 東京都千代田区永田町2丁目17番17号
アイオス永田町316号 日野法律特許事務所
債権者代理人 弁護士 日野修男
電 話 (03) 5510-7373
ファックス (03) 5510-7374
- 〒160-0022 東京都新宿区新宿二丁目5番3号AMビル9階
債務者 株式会社リプロライフ
上記代表者代表取締役 桑山正成
- 〒104-0031 東京都中央区京橋2-12-9 ACN京橋ビル6階
弁護士法人松本総合法律事務所
債務者代理人 弁護士 松本賢人
- 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号
六本木ヒルズノースタワー9階 能勢総合法律事務所
債務者代理人 弁護士 能勢章
電 話 (03) 6804-6568
ファックス (03) 6804-6569

これは正本である。

令和3年12月21日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 齊藤裕記



令和3年(ワ)第80133号

執行文

債権者は、債務者に対し、この債務名義により強制執行をすることができる。

令和4年4月25日

知的財産高等裁判所第1部

裁判所書記官 木田綾子

債権者 〔 〕	株式会社北里コーポレーション
債務者 〔 〕	株式会社リプロライフ
債務名義に係る請求権の一部について強制執行をすることができる範囲	
主文第2項	
付与の事由	
ア 事実の到来を証する文書を提出 (民執法27Ⅰ) イ 承継等が明白 (民執法27Ⅱ) ウ 承継等を証する文書を提出 (民執法27Ⅱ) エ 特別の事情等を証する文書を提出 (民執法27Ⅲ) オ 付与を命ずる判決 (該当する符号を右の欄に記載する。)	ア
再度付与	通

注 該当する事項がない場合には、斜線を引く。

令和3年(ワ)第80133号

執行文

債権者は、債務者に対し、この債務名義により強制執行をすることができる。

令和6年7月19日

東京地方裁判所民事第21部

裁判所書記官 永井 宏樹

債権者 (債権者)	株式会社北里コーポレーション
債務者 (債務者)	株式会社リプロライフ
債務名義に係る請求権の一部について強制執行をすることができる範囲	
主文2項 執行できる金額313万3284円 (違反行為をした日数 令和3年12月30日から令和4年5月10日までの132日)	
付与の事由	
ア 証明すべき事実の到来を証する文書を提出(民執法27Ⅰ) イ 承継等の事実が明白(民執法27Ⅱ) ウ 承継等を証する文書を提出(民執法27Ⅱ) エ 特別の事情等を証する文書を提出(民執法27Ⅲ) オ 付与を命ずる判決 (該当する符号を右の欄に記載する。)	ア
再度付与	2度目1通

注1 該当する事項がない場合には、斜線を引く。

注2 民事執行法29条後段により本執行文の謄本を送達する場合には、上部欄外に債務名義の事件番号を付記する。